

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	訟務事件の適正処理		担当部局庁	大臣官房		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：昭和22年度 終了年度：未定		担当課室	訟務企画課		訟務企画課長 鈴木正紀		
会計区分	一般会計		政策・施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 IV-11-(1) 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法律による行政の実現に寄与するため、国の利害に関係のある訴訟の統一的・一元的な処理を適正に行うことを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、執務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。また、第一審の訴訟手続については、2年以内に終局させることを目標としている裁判の迅速化に関する法律の趣旨を踏まえ、迅速な処理を目指す。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	1,034	924	899	890	878	
		繰越し等	0	0	0	0	0	
		計	1,034	924	855	890	878	
	執行額	868	836	770				
	執行率 (%)	83.9%	90.5%	90.1%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (19年度実績)	
	地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率		成果実績	%	80.9	80.2	84.0	82.3
			達成度	%	98.3	97.4	102.1	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	裁判の迅速化又は事務処理体制の充実強化を図るために開催した訟務担当者向けの研修、事件打合せ会等の参加者数		活動実績 (当初見込み)	人	5,844 (5,718)	5,623 (5,734)	6,503 (6,063)	—
単位当たりコスト	(円/)		算出根拠	本事業は、国の利害に関係のある訴訟を適正かつ迅速に処理することを目指すものであるが、訟務事務は、個々の訴訟の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右されるため、活動指標として、事業全体にわたる定量的な数値を掲げることが困難である。そこで、外部要因に左右されない訟務担当者向けの研修や事務打合せ等の参加者数をもって活動指標としたところであるが、当該指標は、訟務事務の一面を評価したにすぎないから、当該指標をもとにして事業全体にわたる単位当たりコストを算出するのは適切でない。				
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	(目)訟務旅費	226	213	旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用、テレビ会議システムの活用により、経費を削減				
	(目)訟務庁費	664	665	テレビ会議用機器の運用保守経費の拡充、訟務重要判例集データベースの運用管理経費の拡充、更新パソコンの台数増加に必要な経費を要求 図書整備の在り方の見直し、過去の契約金額や現在の運用管理状況を踏まえた所要額の見直しにより経費を削減				
	計	890	878					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国の利害に関係のある争訟に係る事務については、各省ごとに行うのではなく、法務省の訟務部局に集中させて、国として統一的・一元的に処理する制度が設けられており、効率的かつ効果的に訟務事務を行っている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	契約案件については、基本的に競争性を十分に確保した仕様とし、競争入札を実施している。また、費目・用途についても、訟務事務の遂行に必要なものに限定しており、不用額が生じたのは、適時・適切に事業計画を見直すなどしたことにより、真に必要な経費の支出のみを行い、必要性の低い、あるいは不急な経費の支出を避けられたためである。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-			
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○				
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	迅速な裁判の実現という国民の要求に応えつつ、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理を図るため、限られた経費及び人員を十二分に活用する観点から、訟務担当者向けの研修や事件打合せ会を実施するなどした結果、そこで得られた成果を十分に発揮するなどしたことにより、地方裁判所において言い渡された第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率が8割を超える高水準を維持できている。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>訟務事務を遂行するために必要な判例集、法律図書等について、インターネット検索サービスの利用を促進することにより、図書購入に係る経費の削減を図る。また、準備書面作成支援システムについて、過去の契約金額や現在の運用管理状況を踏まえた所要額の見直しにより、システム運用経費の削減を図る。さらに、旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用、テレビ会議システムの活用により、旅費の削減を図る。</p>					
外部有識者の所見						
<p>・国の利害に関係のある訴訟の処理に当たっては、国民の視点からは、被害を受けた国民は救済すべきである一方で、国が敗訴した場合には、税金として国民が負担することになるため、法務省は、公正・公平な立場であるべき姿勢を貫くという意味において極めて重要な役割を負っていると考えられる。</p> <p>また、従来問題となっていた訴訟期間の長期化に対応し、迅速化を図るということも重要な目的であると考えられる。</p> <p>・このような事業の実施に当たっては、できる限り現地の法務局で対応する、場合によっては外部の弁護士も利用するなどして効率的な訴訟対応を図っているとのことであり、全般的におおむね特段の問題はないと考えられる。</p> <p>・なお、レビューシート上、費用対効果を検証する資料がないため、この検証に資する指標や、民間との比較データ等を盛り込むなど、更なる工夫が求められる。</p> <p style="text-align: right;">(中村美華委員)</p>						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	<p>各種調達事業について、執行実績等を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。</p> <p>旅費業務に関する標準マニュアルを着実に実施するなど、旅費の削減を図るべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
削減	<p>所見のとおり、訟務事務を遂行するために必要な判例集、法律図書等について、インターネット検索サービスの利用を促進することにより、図書購入に係る経費等の消耗品費の単価を見直し、経費の削減を図った。また、準備書面作成支援システムについて、過去の契約金額や現在の運用管理状況を踏まえた所要額の見直しにより、システム運用経費の削減を図った。さらに、旅費業務に関する運用マニュアルの適切な運用、テレビ会議システムの活用により、旅費の削減を図った。</p> <p>(▲45百万円)</p>					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0013,0014	平成23年	0010	平成24年	0010

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
770百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、
下の各金額の合計と合致していない。

・判例検索等データベースの利用、訟務事務の遂行に必要なパソコン、コピー機等合理化機器の整備運用、執務資料の作成、図書の整備、書証等の翻訳に係る契約、その他備品・消耗品の購入契約等
・裁判所期日出廷等のための旅費
・訟務事務の遂行に必要な予算を法務局・地方法務局に配分

【一般競争契約・随意契約】

A. 第一法規(株)ほか
240百万円

判例検索等データベースの利用等

【旅費の支給】

B. 名鉄観光(株)ほか
27百万円

裁判所期日出廷等のための旅費

【本省からの予算配分】

C. 東京法務局ほか49機関
502百万円

・訟務事務の遂行に必要なパソコン、コピー機等合理化機器の整備運用、執務資料の作成、図書の整備、書証等の翻訳に係る契約、その他備品・消耗品の購入契約等
・裁判所期日出廷等のための旅費

【一般競争契約・随意契約】

D. リコージャパン(株)ほか
322百万円

訟務事務の遂行に必要なパソコン、コピー機等合理化機器の整備運用、執務資料の作成、図書の整備、書証等の翻訳に係る契約、その他備品・消耗品の購入契約等

【旅費の支給】

E. 職員
180百万円

裁判所期日出廷等のための旅費

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.第一法規株式会社			E.職員		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	判例検索等データベース利用	42	旅費	職員の旅費	2
消耗品費	図書購入	1			
計		43	計		2
B.名鉄観光サービス株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	職員の旅費	13			
計		13	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配分	502			
計		502	計		0
D.リコージャパン株式会社			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	複写機保守等	25			
消耗品費	コピー用紙購入等	4			
借料	複写機賃貸借等	3			
備品費	プリンタ購入等	1			
計		33	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額が
 支出されている者
 について記載す
 る。費目と使途の
 双方で実情が分
 かるように記載)

※百万円単位で四捨五入しているため、合計が支出先上位10者リストと合致していないものがある。

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	第一法規株式会社 (一般競争・随意契約)	判例検索等データベースの利用	42 (42)	1	94.8
2	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 (一般競争・随意契約)	クライアントパソコン接続調整役務等	37 (21)	1	97.5
3	株式会社アイアイシステム (一般競争)	パソコン用ソフトウェア購入	17	1	99.5
4	株式会社エル・アイ・シー (一般競争)	法律雑誌等データベースの利用	17	1	90.0
5	昭和リース株式会社 (当初入札)	パソコン等賃貸借	15	随意契約	
6	株式会社富士通マーケティング (一般競争・随意契約)	運用管理業務等	15 (7)	1	98.5
7	東京センチュリーリース株式会社 (当初入札)	パソコン等賃貸借	13	随意契約	
8	株式会社リコー (一般競争・随意契約)	複合機等保守	8 (6)	1	99.2
9	株式会社SAY企画 (一般競争)	データ作成等役務	8	4	62.2
10	株式会社さくらプランニング (一般競争)	資料翻訳	6 (4)	10	51.1

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名鉄観光サービス株式会社	旅費	13		
2	株式会社アイエシイ・トラベル	旅費	1		
3	個人A	旅費	1		
4	個人B	旅費	0.9		
5	個人C	旅費	0.8		
6	個人D	旅費	0.7		
7	個人E	旅費	0.6		
8	個人F	旅費	0.6		
9	個人G	旅費	0.5		
10	個人H	旅費	0.4		

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	リコージャパン株式会社 (一般競争・随意契約)	複写機賃貸借, 保守等	33 (1)	1	92.3
2	東日本電信電話株式会社 (随意契約)	電話, 通信	15	随意契約	
3	株式会社東洋ノーリツ (一般競争)	備品購入等	11 (6)	4	98.1
4	日本電子計算機株式会社 (当初入札)	サーバ機器等賃貸借	10	随意契約	
5	日本郵便株式会社 (随意契約)	郵送	10	随意契約	
6	富士ゼロックス株式会社 (一般競争・随意契約)	複写機等賃貸借, 保守等	10 (1)	1	94.3
7	新日本法規出版株式会社 (少額随契)	図書購入	9	随意契約	
8	株式会社ぎょうせい (少額随契)	図書購入	8	随意契約	
9	東芝テック株式会社 (一般競争・随意契約)	複写機保守	5 (4)	1	100
10	株式会社リコー (一般競争・随意契約)	消耗品(コピー用紙等)購入	5 (2)	3	90.6

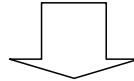
E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	旅費	2		
2	個人B	旅費	2		
3	個人C	旅費	2		
4	個人D	旅費	1		
5	個人E	旅費	1		
6	個人F	旅費	1		
7	個人G	旅費	1		
8	個人H	旅費	1		
9	個人I	旅費	1		
10	個人J	旅費	1		

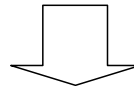
訟務制度の概要

〈訟務事務〉
国の利害に関係のある訴訟について、裁判所に対して
国の立場から申立てや主張、立証などを行う事務

- ・ある法令の解釈が各省庁で不統一となる可能性
- ・複数の所管行政庁のある事件で行政庁どうしが対立する可能性
- ・訟務事務の専門性
- ・経済的観点



訟務事務を統一的・一元的に処理する専門的組織が必要（訟務制度）



法務省設置法

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

法務大臣権限法

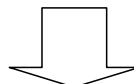
第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第2条① 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

第5条① 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分又は裁決に係る・・・
国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

第6条① 前条第1項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

② 法務大臣は、前条第1項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの・・・にその訴訟を行わせ・・・ることができる。



訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁に指揮権を行使

行政庁の政策的判断に指揮権を及ぼす制度ではない。

〈訟務の役割〉

- ・個別の国民と国との間の争訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図ること。
- ・これによって、個人の権利・利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、法律による行政の原理が確保されることが期待されている。
- ・訴訟方針の決定に当たって、行政庁を指導すべき役割を負っている。